

### 【妊娠がわかったら…】

妊娠反応が(+)だった  
生理が遅れている…  
妊娠初期の症状がある…

まずお近くの産婦人科を受診して診察を受けましょう。

\*最初から当院を受診される初診の患者様は、選定療養費 7,700 円(税込み、2024 年 2 月現在)が別途かかります。

お近くの産婦人科で紹介状をご用意いただき、当院「地域医療連携室」まで必要な情報と合わせてファックスして頂くようにお話しください。

### 【妊娠が確定したら】

母子健康手帳の交付を受けてください。

母子健康手帳は住民登録してある自治体の役所または保健所・保健センターで交付されます。

\*交付の際に持参するものは、予定日と受診している病院名が記載されている用紙のみです。印鑑は不要です。

交付を受けた母子健康手帳の中身・その他書類をチェックしましょう。表紙のお名前と「妊婦自身の記録欄」を必ず記入してください。

母子健康手帳と共に交付される書類に、妊婦健康診査受診票があります。受診票を持参すると妊婦健診時に再診料や検査料の一部が公費で負担されます。

\*受診票を利用する際は、氏名・住所など太枠内の項目を記入してください。

母子健康手帳は、外出時にはいつも携帯してください。緊急時に大事な情報をすぐに確認することができます。また、妊娠中だけでなくお子さまが就学するまで使いますので、大切に管理しましょう